

平成 30 年梅雨期における豪雨及び暴風雨による 農林水産関係被害への支援対策について (抄)

平成 30 年 7 月 16 日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

平成 30 年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により、各地域の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が一日も早く経営再開できるように、以下の総合的な対策を講ずる。

なお、今後、状況に応じて必要な対策を検討していく。

1 災害復旧事業等の促進

- (1) 農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。
- (2) 「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、机上査定限度額・採択保留額の引上げ等による災害査定の効率化を実施。

2 共済金の早期支払等

- (1) 農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。
- (2) 農業共済について、共済掛金の払込期限を延長。

3 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初 5 年間実質無利子化。
- (2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① スーパー L 資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初 5 年間実質無利子化
 - ② 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保

証料を保証当初5年間免除

- (3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり要請済み。
- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請
 - ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請
 - ③ 災害救助法の適用地域の被災者が、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう、農林中金等に要請。

8 林野関係被害に対する支援

- (1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。
- (2) 被災した山林の早期復旧を図るとともに、脆弱な地質地帯において山腹崩壊、土石流等による甚大な山地災害が発生したことを受け、「平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」を設置し、今回の災害を踏まえた効果的な対策の在り方を検討した上で、治山事業を計画的に実施。

(別紙)

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における留意事項

経営体育成支援事業等による農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

4 (1)、4 (2)、5 (3)、8 (1)